

第 1 0 期分別収集計画



令和 4 年 7 月

泉南市

目 次

ページ

1. 計画策定の意義・・・・・・・・・・・・・・・・	3
2. 基本的方向・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3. 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4. 対象品目・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み・・・・・・・・	4～5
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項・・・	6
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の 収集に係る分別の区分・・・・・・・・	7
8. 各年度において得られる分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法 第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み・・・・・・・・	8～9
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び 容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見 込みの算定方法・・・・・・・・	10
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項・・・・・・・・	10
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項・・・・・・・・	11
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項・・・・・・・・	11

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市においては、平成5年4月より空き缶・空き瓶として分別収集を開始し、それ以降、分別収集する容器包装廃棄物の種類を拡大するとともに、平成20年4月からは可燃ごみと不燃・粗大ごみの有料化を実施し、ごみの減量化への取組みを推進している。

本計画は、このような状況のなか容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、脱炭素社会に向けた、より環境への負荷が少ない2R（リデュース、リユース）を優先にした施策の拡充を図る必要があり、また、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画を推進することによって、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、温室効果ガスの削減、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減

3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチ

ック製容器包装を対象とする。

５．各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第８条第２項第１号）

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
容器包装廃棄物	3,005t	2,979t	2,959t	2,928t	2,915t

	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
主としてスチール製の容器包装	219 t	217 t	216 t	214 t	213 t
主としてアルミニウム製の容器包装	97 t	96 t	95 t	94 t	93 t
無色のガラス製容器	182 t	181 t	180 t	178 t	178 t
茶色のガラス製容器	180 t	179 t	178 t	176 t	176 t
その他のガラス製容器	45 t	45 t	45 t	44 t	44 t
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	132 t	131 t	130 t	129 t	129 t

主として段ボール製の容器包装	371 t	363 t	358 t	353 t	347 t
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	497 t	494 t	491 t	486 t	485 t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料用又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのも	279 t	277 t	275 t	273 t	272 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	1,003 t	996 t	991 t	981 t	978 t
うち白色トレイ	t	t	t	t	t

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の推進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

○環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、ごみ処理施設の見学などあらゆる機会を活用し、市民、事業者等に対して、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費の急増、食品ロス、海洋プラスチック問題等ごみ処理の厳しい状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

また、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動（せんなん伝市メール講座等）に積極的に取り組む。

さらに、毎月の広報誌、ウェブサイト及びごみの日メールなどのシステムを活用して、2Rの推進、ごみの減量と分別などの周知と啓発の情報も発信する。

○過剰包装・容器包装廃棄物の抑制

レジ袋等の容器包装有料化に伴い、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）利用の徹底等の普及啓発・指導、また、「O s a k a ほかさんマップ」を広報やウェブサイトでPR、マイボトル・マイ容器持参を推奨する。

そして、商品を購入する場合は、簡易包装される商品、詰替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リターナブル容器）を用いた商品などを選択することで、可能な限り容器包装の排出抑制に取り組む。

○環境物品などの使用促進、使い捨て品の使用抑制

リターナブル容器の適切な返却、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用により、使い捨て品の使用を抑制する。

また、行政も自らが事業者として、グリーン購入法適合品の購入など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行するとともに、市民・事業者への情報提供を行う。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、泉南市が有する収集機材、清掃工場の有する不燃物処理資源化施設、等を勘案し、収集に係る分別区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器包装		びん・かん
主としてアルミニウム製の容器包装		
主として	無色のガラス製容器	
ガラス製の	茶色のガラス製容器	
容器包装	その他のガラス製容器	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料または醤油を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		プラスチック製容器包装
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの （原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）		紙製容器包装
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		
主として段ボール製の容器		

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	1,690 t	1,700 t	1,711 t	1,705 t	1,715 t

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器包装	130 t		125t		121t		115t		110t	
主としてアルミニウム製の容器包装	30 t		30t		29t		28t		27t	
無色のガラス製容器	105t		101t		97t		93t		89t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	0t	105t	0t	101t	0t	97t	0t	93t	0t	89t
茶色のガラス製容器	90t		86t		82t		77t		73t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	0t	90t	0t	86t	0t	82t	0t	77t	0t	73t
その他のガラス製容器	38t		38t		38t		38t		38t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	38t	0t	38t	0t	38t	0t	38t	0t	38t	0t

主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	5t		5t		5t		5t		5t	
主として段ボール製の容器包装	333t		343t		354t		361t		372t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	238 t		248t		258t		266t		277t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	0t	238t	0t	248t	0t	258t	0t	266t	0t	277t
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料用又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	163t		165t		167t		167t		169t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	163t	0t	165t	0t	167t	0t	167t	0t	169t	0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	558t		559t		560t		555t		555t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	558t	0t	559t	0t	560t	0t	555t	0t	555t	0t
うち白トレイ	0t		0t		0t		0t		0t	
	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理	引渡数量	独自処理
	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t	0t

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特別分別基準適合物ごとの量及び容器包装

リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 品目別の年度比率 × 人口変動率 (対前年度比)...

また、人口推計は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の推計値を適用することとする。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
59,224 人 (対前年度比) -0.992%	58,737 人 (対前年度比) -0.992%	58,249 人 (対前年度比) -0.992%	57,163 人 (対前年度比) -0.981%	56,621 人 (対前年度比) -0.991%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の分別区分について収集及び回収方法を示す。

容器包装廃棄物の収集及び回収計画

容器包装廃棄物	収集に係る 分別区分	収集体制	選別・保管等 段階
スチール缶	びん・かん	市による定期収集	泉 南 清 掃 事 務 組 合 及 び 民間業者
アルミ缶		市民団体による集団回収及び 市による定期収集	
無色のガラスびん		市による定期収集	
茶色のガラスびん			
その他のガラスびん			
ペットボトル		ペットボトル	
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装		
飲料用紙パック	紙製容器包装	市民団体による集団回収及び 市による定期収集	民間業者
その他の紙製容器包装		市による定期収集	
段ボール		市民団体による集団回収及び 市による定期収集	

ルールを守らず排出された容器包装廃棄物には、啓発ステッカーを貼付し分別収集の徹底を図る。

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

容器包装廃棄物の種類別にその収集及び回収からストックまでを以下に示す。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール缶	びん・かん	透明・ 半透明袋	2トン、3トン パッカー車・ 軽四車	不燃物処理資源化施設
アルミ缶				
無色のガラスびん				
茶色のガラスびん				
その他のガラスびん				
ペットボトル	ペットボトル			
プラスチック製容器包装	プラスチック製 容器包装			
飲料用紙パック	紙製容器包装	つぶして各 々ひもで束 ねる	2トン、3トン パッカー車・ 軽四車	直接再生業者渡し
その他の紙製容器				
段ボール				

1 2. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

○容器包装廃棄物の減量化、資源化のために、市民、事業者、行政の協力のもと、一体となって取り組むことが出来る体制や組織が必要であることから、泉南市廃棄物減量推進協議会を設置し廃棄物の減量及び容器包装廃棄物の分別収集を推進する。

○有価物集団回収を推進するため、報償金交付制度を継続する。

○令和 4 年 4 月 1 日に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」により、今後、プラスチック製容器包装以外のプラスチック類の分別収集について検討する。

○毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、3 年後の計画改定時には、その記録を基に事後評価を行うこととする。